

○畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則

令和四年六月三十日

大分県規則第三十四号

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則をここに公布する。

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号。以下「法」という。）及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和三年／農林水産省／国土交通省／令第六号。以下「省令」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において使用する用語は、法及び省令において使用する用語の例による。

(書類等の経由)

第三条 法、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類等は、提出に係る畜舎等の所在地を所轄する振興局を経由しなければならない。ただし、農林水産省共通申請サービスにより当該書類等を知事に提出する場合は、この限りでない。

(知事が必要と認める図書等)

第四条 省令第六十四条第一項の知事が必要と認める図書は、次に掲げる図書とする。

- 一 法第三条第三項第一号の要件を満たしていることを証する図書
- 二 農林水産省が策定する環境と調和のとれた農業生産活動規範に係る点検シート(家畜の飼養・生産)
- 三 特例畜舎等以外の畜舎等に係る畜舎建築利用計画が法第三条第三項第四号に適合するものであることについて、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の五十八第一項の登録を受けた者又はこれと同等以上の知識及び経験を有すると知事が認める者（第七条において「建築基準適合判定資格者等」という。）がこれに適合したことを証する図書又は書類
- 四 確認書（第一号様式及び第二号様式）
- 五 その他知事が特に必要と認める図書

(知事が不要と認める図書)

第五条 省令第六十四条第二項の知事が不要と認める図書は、次に掲げる図書とする。

- 一 前条第三号に掲げる図書を添付する場合にあっては、省令別表第三から別表第八まで

の各項に掲げる図書。ただし、次に掲げる図書を除く。

イ 消防法（昭和三十二年法律第百八十六号）第七条第一項に規定する消防長又は消防署長の同意を得るために必要な図書として知事が別に定めるもの

ロ 次条第一項の認定に係る申請をする者にあつては、当該申請をするために必要な図書

## 二 その他知事が不要と認める図書

（接道の認定）

第六条 省令第四十八条第二項の規定による認定を受けようとする者は、知事に対し、認定申請書（第三号様式）の正本及び副本に、知事が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

2 知事は、省令第四十八条第二項の規定による認定をしたときは、認定通知書（第四号様式）を申請者に交付するものとする。この場合において、当該認定に係る申請が前項の認定申請書を用いてされたときは、認定通知書に当該認定申請書及び添付書類の写しを添付するものとする。

3 知事は、省令第四十八条第二項の規定による認定をしないときは、不認定通知書（第五号様式）を申請者に交付するものとする。

（仮使用の認定に係る知事が必要と認める図書及び書類）

第七条 省令第七十六条第一項に規定する知事が必要と認める図書及び書類は、仮使用の認定を受けようとする認定畜舎等又はその部分が、建築基準法第七条の六第一項第二号の国土交通大臣が定める基準等を定める件（平成二十七年国土交通省告示第二百四十七号）第一に定める基準に適合することについて、建築基準適合判定資格者等がこれに適合したことを証する図書又は書類とする。

（承継の認可）

第八条 知事は、法第十条第一項から第三項までの認可をしたときは、認可通知書（第六号様式）を申請者に交付するものとする。

2 知事は、法第十条第一項から第三項までの認可をしないときは、不認可通知書（第七号様式）を申請者に交付するものとする。

（利用状況の報告）

第九条 省令第九十一条の知事の定める日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日とする。

一 初回の報告 認定を受けた日の属する年度の翌年度から起算して四年目の年度の六

月三十日

二 二回目以降の報告 前回報告を行った日の属する年度から起算して五年目の年度の

六月三十日

(雑則)

第十条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式(第4条関係)

確 認 書(建築主用)

年 月 日

大分県知事 殿

私は、畜舎建築利用計画の認定の申請において、下記事項について確認しました。

記

- 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則第6条における畜舎等の構造計算等の基準を満たしていることその他安全上の支障が無いこと。
  - 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則第91条における利用の状況の報告を遅滞なく行うこと。
  - 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第12条の3の飼養衛生管理基準を遵守し、当該家畜の飼養に係る衛生管理を行うこと。
  - 畜舎等の水質、悪臭、害虫等により周辺住民の生活環境を著しく悪化させることのないよう配慮すること。また、畜舎等の建設前に周辺住民への理解醸成を得ることに努め、周辺住民の同意を得た上で建設すること。
- ※ 各事項を確認の上、□にレを記入して下さい。

建 築 主 氏 名 \_\_\_\_\_  
(押 印 不 要)

第2号様式(第4条関係)

確 認 書(建築士用)

年 月 日

大分県知事 殿

私は、畜舎建築利用計画の認定の申請において、下記事項について確認しました。

記

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則第6条における畜舎等の構造計算等の基準を満たしていることその他の安全上支障がないこと。

※ 確認の上、にレを記入して下さい。

建 築 士 氏 名 \_\_\_\_\_  
(押 印 不 要)

登 録 番 号 \_\_\_\_\_  
(押 印 不 要)

第3号様式(第6条関係)

認定申請書

年 月 日

大分県知事 殿

申請者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
申請者の氏名又は名称  
申請者の連絡先  
代表者の氏名

畜舎等の建築及び利用の特例に関する法律施行規則第48条第2項の規定による認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

1 申請者の氏名等

- (1) 氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は主たる事務所の所在地
- (3) 連絡先

2 設計者の概要

- (1) 資格 ( )建築士 ( )登録番号 号
- (2) 氏名
- (3) 建築士事務所名( )建築士事務所 ( )知事登録番号 号
- (4) 所在地
- (5) 連絡先

3 畜舎等及び畜舎等の敷地に関する事項

- (1) 工事施工地又は所在地
- (2) 区域、地域、地区又は街区
- (3) 道路
  - ① 幅員
  - ② 敷地として接している部分の長さ
- (4) 敷地面積
  - ① 敷地面積
  - ② 畜舎等の建築及び利用の特例に関する法律施行規則第45条に規定する畜舎等の  
建蔽率
  - ③ 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値
- (5) 畜舎等の種類  
飼養施設 搾乳施設 集乳施設 堆肥舎
- (6) 工事種類

新築 増築 改築 柱を撤去する行為 模様替

(7) 建築面積

① 建築面積(申請部分  $m^2$ )(申請以外の部分  $m^2$ )(合計  $m^2$ )

② 建蔽率

(8) 床面積 (申請部分  $m^2$ )(申請以外の部分  $m^2$ )(合計  $m^2$ )

(9) 申請に係る畜舎等の数

(10) 工事着手予定年月日

(11) 工事完了予定年月日

(12) 備考

4 畜舎等別の構造及び設備の概要

(1) 番号

(2) 工事種類

新築 増築 改築 柱を撤去する行為 模様替

(3) 構造 造 一部 造

A構造畜舎等 B構造畜舎等

(4) 高さ m

(5) 備考

5 添付書類

(1) 申請に係る畜舎等が建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条の3第4項各号に掲げる基準に適合していることを証するもの

(2) その他知事が必要と認める書類

備考 第3号様式による用紙で提出するときは、正本及び副本の二部提出すること(添付書類を含む。)

第4号様式(第6条関係)

認定通知書

認定番号 第 号  
認定年月日 年 月 日

殿

大分県知事

年 月 日付けの申請については、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則第48条第2項の規定に基づき、認定しましたので通知します。

記

- 1 認定に係る畜舎等の工事施工地又は所在地
- 2 認定に係る畜舎等の種類

第5号様式(第6条関係)

不認定通知書

年 月 日

殿

大分県知事

年 月 日付けの申請については、下記の理由により畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則第48条第2項の規定による認定をしないものとします。

記  
不認定の理由

教示

この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大分県知事に対して審査請求をすることができます(なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大分県を被告として(訴訟において大分県を代表する者は大分県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

第6号様式(第8条関係)

認可通知書

認可番号 第 号  
認可年月日 年 月 日

殿

大分県知事

年 月 日付けの申請については、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第10条第1項第2項第3項の規定に基づき、認可しましたので通知します。

記

- 1 認可に係る畜舎等の工事施工地又は所在地
- 2 認可に係る畜舎等の種類

第7号様式(第8条関係)

不認可通知書

年 月 日

殿

大分県知事

年 月 日付けの申請については、下記の理由により畜舎等の建築等及び  
第1項  
利用の特例に関する法律第10条 第2項 の規定による認可をしないものとします。  
第3項

記

不認可の理由

教示

この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大分県知事に対して審査請求をすることができます(なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大分県を被告として(訴訟において大分県を代表する者は大分県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

